官刻

孝義録

陸奥十三

二十四

136
50
197

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

官刻

孝義錄

陸奥十三

四

136
50
197

東京圖書館

和書門	傳記類	七函	八架	一二八號	五〇冊

一二六
五
一九七

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

由良図書館

孝義録巻之二十四

陸奥國十三

TOKIO LIBRARY

明治九年文部省交付

孝行者表彰ノ

耶麻郡雄國新田村ノうち七ヶ

い屋ノ百姓あり高ヶ十三石ニ升あまりにて平

ゐ人ヲかゝへ親に孝

和ゆるして農業ニ心をゆ

父ヶ市左衛門といひし

まくに醫ノ種をこゝろ

すゝめとこゝろざし

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197　　ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

おの先祖を祭るより年久しく絶ることあれども
もとよりそこに住てむくひ行ふべきことなれば
ふたゝび起りもとへかへるやうにおもひ
そんまのおほつかなくとゝまり住ものを
ありもしれハ一数をとゝめ組合のものゝ
にもとひこゝをはけれとうあむらの村より久しく所
業役をはたさゞるハ本百姓とゝ
ものゝ出ものゝ多きにより
是次あまり外事もやうなく父市右衛門
かゝる取計ひ人〳〵の心にかなひ

ゆるし給ハゝ祖父ゝ父ゝ
乃一言ふうてをやうくに申
おそれ入て和作〳〵ハ親のむ
変もなく人〳〵ハ
寛政元年慶賀として領主より

孝行者惣十郎

孝行者むり

孝行者惣吉

孝行者ゝ母

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

會津郡西柳原村ニ惠十郎と云百姓あり高十石
八斗ニ而妻をむかへ二人ともに実
父母ありて親ニ孝あつく農事を
いとまなく公納を初め里用の
おとひまなく事ニ父を惠
時ニ貧ニやすけるつゐに
ひまとらんとこゝろ
ひそかに妻のうせ
きれハ憂をまぬかれやすからんと
ニ温泉の出るをしり
ゆきくすしニ

通ひ風ニ従ひ安永八年九十歳ニいたり頓
ようを老を出ず扶持米を与へ列ニ加へ
ず惠十郎ハ孝義ニ感じ村の役人に礼
くりくす妻ニ先だたれ
うくけるをいとひ
扶持のありて
をいとまを
ふいはるゝ
ら道ならの事
尊うやまはるゝ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197
ガラス使用

人をこゝろうまうけあつかひ感しあへり実に自
のりをこゝ事ありてこゝをしもとるかつて
勲十等う地乃内より別屋をいとなみ父をそだせ
も福りけもこゝろ勲吉妻こゝもに父と離れ
早くおもふかゝる父とやしなふをつて
給へといつもつくし老こゝろ実に農するまこと
こゝろ勲吉ハ事もなくれて夫婦こゝろ
たゝ次第にこゝろゆくこゝ事をいとなみ教へ
給ふこゝ又勲吉もまこゝろの言ふにこゝり村乃中
に老こゝろのもつてこゝふる日のこゝを父を脊

ふひゆこゝあつる時こゝ妻傘こゝろまこゝろ
志をこゝろの外孫等の社参詣寺をこゝふまこゝろ
こゝをこゝ旨ふくれてこゝ勲吉病つ酒をいとなみ
に老こゝろのもつてこゝふる家
産もあふうこゝろこゝ老こゝ事こゝろくつ孫
も身にあふくこゝをまこゝろ父の衣をはくる
法ひてこゝ寒暑乃時ハ法ひくこゝ外套もやこゝろ
こゝれと浪あれて年九十二こゝまこゝろせあふ乃
勲吉こゝろ妻こゝもに父の律義こゝ老こゝ
生れてこゝそのこゝを人をいつこゝそのこゝ敬

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

ひやとあつかふ人ハ兼ねて教へ
導きそうふいふるまひを風俗
ふうとなして力をそへ事ハ父にをと
ゝるとも父を侮ることなく
ふかうさうこさを先ハ味噌醤の類を
ハ及ぶ限ハ朝夕ともに
うもの食うにハ
人のごとくして
やうやく公納法
しうそ父まことに
只人乃ふかきハ
寛政二年ゟ

○奇特者ニ

和泉国泉郡西柳原村の百姓門八幡ハ義
泉まりしてより婦の吏義
にうそ
うそ
ゝ
ゝ
ゝ

給ふ事もとより男と粉小豆
知るとても雲霧と海と流れてつきそ
るその事ともうに服しけ
さく数まいらふるもとひるまもえさせ
吏食の料として必病人初稚のりをきひ田畑
乃事ともるして貢物も諸乃制有ることれ
妻子かとりもおそけ小豆ともれく
うつ其貧ともう美味のそうさを補ひ
或ハ芋苺をつくり帝に
病をりと免くる蔵ともよ

清くまこの世ともるひさ乃ま
衣服を附ふ小法ひくこと
のち紙帳乃うちにふさせ
さもけふこと冬ハ日ともう
帝ともつくとう男ハ上
まもと思う衣ぬくくと
得る事ハのハともり
吏婦乃もおく
ともなれ
ともひくもうけ
生ともう

忠義者傳吉

文治郎下某塚村乃肝煎役を法もるこ郎次ゟ
下ほ久男に傳吉こゝ八同〳〵郎十二
所新田村乃民ゟ数百加つゝを
次ゟめ死稚子のおよしてめ
に十七歳ゟ農をつとめ民乃数百加つゝを
ゟ貧〳〵死家ゟとゝ死ゟの畑をて移く文ゟ男
をうとゝをう主人のりとにつくこ十二年引つゝ
奉公して行年も男をもり引ゟあいさくめをろ
そゝ死ゟなゝれ主人の数ゟ金幾

お入をゟ海ををくに私乃ゟろと用ゟて主人
のゝ家安ゟゟこむ天明四辰北春を人死安若松の城
たに移事あゝそゝもりかゝ小松村乃渡転く使ゝ
ゟ〳〵時家あゝせゝにゟゝを面さゐる法ゟや川瀬を
為くをゝるゟくを主人の安いこのさ安ゟせんと
みけをあゝる小傳吉男をゝ命をもかゟちて
こ対そひをゟ数百間乃荒波をそ後しくちゟまく
中にゟのをゝく此男をゝ川とゝ小乳みこせ死を
始終つき死ひをゝては川の中ゟゟゝ
次犯〳〵そゟ〳〵かをそゟ此大事に老体のつゝ

を落うしく取り而上某堀村乃を手け取出てあ
やまちなく汁こをも同しく取り而
をこやうる男さく水を溺死せりの由を人を及
ひしにうる老人の倉戒金くせく事をくに悔吾
う忠ふまよりうとく覚改二年領主うう某こをを
ふ褒賞せしくあり

奇特者忠七

忠七は大沼郡高田村の民なり生れつき篤実にて
幼少より父母に孝志をくしかうを貢物を差
くし家の内親族ふも睦しく一村乃うち和うこ習

祖父の代より家も貧くうしくをはくしく下つ人の
りれるも及かしていさくかをもをとうたる事なく
陰味噌水油をあきうひて業そしく又質物をとう
金銭をかせう貧しくりれる風をたとをるに
さるれをよう仁深重ふくしく雖分の利をうふ
りてそ貪きのふて定免くる利息のうちをもうて
或をあとう此民乃公納うさつく或ハ厚あとれ
用にふるくして家をもやふしんとするのあれら
その償をせりまくをむくふくなくうし
重ねりくかう九年ふおう乃褒状あひて届く

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

家をそこなふ事にいたるくれぐれも
よくよくつゝしみ思ふべし
中ごろまでは米味噌なとあるこまる
きりのうち老女雅
ともなくそこを去てそこの米味噌かたをも
忠七の祖母のたくさん八十ごにたなるまで家内のもれ
うちおとろひくるしむ老女のうへ思ひ
みても涙しかたき事ども代々下つ人の男女も多きを
いたつきのなにくれと事ゆへ忠七ふ婦孝
郡中沢村乃百姓佐兵衛つゝりし嫁

しそ男おもてもあつしと
身の跡をかくしくれをうらみ
さるく事をしと忠七ふ父義七のまこと世ふそく
時みそ父母ともに憂へ
記ふる事ふくし妻ふそこに羅ゆるされ
ふる後ふも睦しくまくに着うをく注の妻
むつくしおりをつゝ婦物ともふ心をくを
みえうにおもひて
妻とそこ物をかの列よ
ふそめそれそれ婦乃

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

貞節者いち

若松乃町下組屋町の者ニ而借屋小十兵衛麦治
ニ雇ハれ居候ものニ御座候処ニ而主人ニ
ニ而ハ無之候へ共主人ニ対し候而ハ実ニ
いち壱人ニ而ハ無之候へ共主人ニ対し候而ハ実ニ
貞節ニ而あるまじき事ニ候ニ付奇特ニ
新ニとの家のうち外ニ人をハ
ひるくて
も藤へあつけおいて食物をおとゝ
くまいりおうとせくく獄中の
のをハ綿入をうものをくる
けるくゝ小組合ニ而も出て金二分をハ
ハ壱匁ハやうくく
ニ而ハ無御座候へ共
郡駅沢村乃寡民ニ而ハ
えすくゝや雀ニ
更ニ妓ニ而ハ無御座候へ共

養ひある事ニ候ニ付奇特ニ
ニ而ハ無之候へ共
ニ而ハ無之候へ共
のをハ綿入をうものをくる
けるくゝ小組合ニ而も出て金二分をハ
ハ壱匁ハやうくく
ニ而ハ無御座候へ共
郡駅沢村乃寡民ニ而ハ
えすくゝや雀ニ
更ニ妓ニ而ハ無御座候へ共

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

利を又多くうる次第夜なべも
て精々〳〵薪を取乃牧つゝ一束つく背負ふう
え其外小食を調ふる事すべて又取るべき物を
夜中もてく取まとめ家のうち其
事ありて留守の折柄妻ある
ものゝ外へ出てよからぬ人のすきもうかゞふ
てくおめくと事をひもよりてうちをつゝて女一
人のかせぎをもぬすまんとする

ものの数をもとりそこなひぬるへくやう
や人外組乃りのつゝ更乃病を
おそれさるへき業にくれ母牧ひとを求むへくふるう
病ふかまりぬらんかいつゝ娘を母の志をうけ
いもうとをはぐゝみ始めくとといふ事ありて
つゝしみもちおそれさる心もゆへなくて領をれ牧ひ
をも得んとを親の病いもおもひ
うこんのりハをもくにかをはくゝむる事ありて
あらんとひとりあんとを感〳〵あんとそうの
ゆり寛政之年に町乃役人領主より出ぬ

褒美そ〳〵こゝ迄来ると娘を月町奉行所
まうすこと

孝行者佐々木泳女右衛門
弘化の城下甲賀町博労町の検断を仰付
有馬とい二の町八左衛門娘
く家業に怠りなく貴賤共法正〳〵く出て
き利を貪らず組内うち打
ここゝ多く甲賀町に住ゝ父を又泳女右衛門
ひとり八左衛門退きて此織をふにゆつりり
父乃ほと病ひ時を数ふるに
姫喜三年に父の貴にあひ
をはりのちなく今乃泳女右衛門
あれ折ひもり天明四年
と思ひてをも
看病しく側をさる
そく病母をとゝ
服をそゝめ床の
ひとりのるそに
泳女右衛門
おくく悩しき

[illegible]又うせ母二親ともにおくし後も家乃
うちみまつ又父の名跡改めつゝそれ俤
を絵うつしおく報恩を励こゝ志日に出しいまゝ
そくゝ仕うつゝ公用ありて歩きて
つゝ両ひらおかこもをのくゆきそのことを
をきく寒暑乃時をうかひ旨味をうるへ
生活小異うるかなく父弟を集つゝ生計を信明と
ひとも神家氏よ書されしこと又兄の風を学しへ
まてゝ家にうしく兄社病の時を日病ま集う大き
しかを父母の長月うう病うせまゝ今乃詠を馬看

病しまゝとゝ事ふく周巻をそれまれておはして
心をく盤にむもし倦うことあるをゝ
次しても名ゝと今乃ゝ日ゝ巻ひ〳〵同年の苦ゝうせぬ
まゝとに父おはゝき訪ひせゝにうゝ
ゝ寛政二年小巣そゝくゝをゝ

忠孝者亩次郎

亩次郎ハ若松の城下材木町乃年貢地小作ゝ忠右
う二男なりし忠右衛門ゝゝきゝめあ貧しきのなれ
ひつうに着巣北類をうゝくゝ二人のまゝ巻ひやうく
小世代ゝゝうゝ兄ゝうゝ仕ゝ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197　　ガラス使用

誉ありて姓名を改めしめ其村長と為て次第
回法帥の如きよう給菓子乃至数をうけてそれぞれ
之をうけ且つ回次を以て十四の時付金の深附合回壱朋
のために七年九季をうけうけ其子をうけて住べしと雖
のごとく陥くさなく勤めさることを辛ようやく其恩を報ぜ
人ごとく帳をもあて次第多くは其
くのとうと深物の事は家士乃至百姓の内又
婚礼のようそひなと日に限あらずして其
多く回次帥力を借まじ其の法を定めて
使を出さを深物をなくて夜いあく新旧の深めをつくり

服あるて新をうけ庭をさよ
壱朋う家産を重く傾きて甲子
回次帥一人うて多くは人のう
てその料をうるなくひろうよ
力をつくうあれうを人をもうて
そうせまう回うを人とともに
せうあるも不足なるくよりくう
う二親うを安くせうくる業を
四季施すうくる安をうもうを
せ附くにうれ日用の銭をうく

[illegible]も回次第ニ志ありて兼なと給りしそ
のとよう貧賤の家にむまれくも学問をもつ
まことをもつて忠孝礼義をわきまえて親族をむつ
他人まてうく仏ふをめぐむ事大方ならさるそうそ
寛政二年領主より褒美ありて筆紙あたへらる

奇特者 同郡平左衛門

同郡平左衛門ハ岩瀬郷須賀川町よりも郷士なりて五
十石あまりおのく父の世より家豊ニして貧民を
施すこと多くうきこと風俗よろしくまことをあけさう
ものくまてあるうことを領主より聞とゝけくもつて
いつく禁めされ二年久ことをうけつゝ
なりうことを彼ら父子の手跡をそ風俗よろしく
貧苦にせまりもかゝるもあるらめくく元文の
比より思ひおこし町内ハもとより村ゝ
まてもろ人毎よ金一両を
出して人毎よ貧を救ふ者に人毎よ金一両を
出して代官所ニあけ近々の目安を
明和二年八月須賀川駅の代官
も兼ていうう新宅後生の手次第
家を譲り

くに志ともまた父祖乃志をつぎ二代まで篤く困窮
う小貧民を救ひ〳〵そのん

音物者常松治郎右衛門
岩淵郡鏡沼村乃々士常松治郎左衛門
をへて村の困窮そうひまりやうみ〳〵く村人の貢租支
救乃金ま滞りまた馬買金ま元仕吉凶非常ま貸あた
これもまた金ま〳〵ひくをを救ひ免候ハさるの
ありとひくいさゝか心にもあらく悲さりれを恵む
とりもむをそ〳〵ハ村人を父母服せり称ふ小仁井
田村とひくる所乃里人至りくま称難教〳〵て一村うとる

ひせ〳〵と称へ村乃名主をもまこれをもよく
救ひ新ま百姓をこうとそそ自腹の村ふそ〳〵ま
〳〵庄屋給そくそこ文政十年乃凶作ま
り〳〵米時の貴ま〳〵てそんを用もう
志とをうう村宝暦十三年ま領主乃治法そ
て鏡沼仁井田二村乃大庄屋ま
まひくそ褒美あうこと此志の
海うけめまた父をあくれる
國中の民やうくに減〳〵財ふ女ふかく支度の金
数多給うされ妻を迎ふる事を扶助貧〳〵き

[illegible]

[illegible]

[illegible]

及ぶるにおよばず稚くて物乃風をきくねて六名
あまりの時高のうちより八人にうち仰ぐを事とこ
つゝ耕〳〵暇あれば山林にうて薪を伐り
負をて雑穀にて己もわれ
又は菜酒屋うれりより人来
親族又はあてうち迎ることのあるも
三日と逗留せずつとめとなりてよるとて勉強〳〵と
先祖より伝〳〵田畑あれど人に譲らんるを
ことくうちひらきて尽き過ぎて
まもなく市人となりて尽き出
耕〳〵を助けさせつゝふくに人の悪うくる事をとる
ようともおほそ近市人乃許へを野山の菜蔬なと
雑人乃慈ぶれ礼ひて又そのの家にいつも里人は
ハうれ下部乃物るさぶらう薪を負を物う
毒をも安達郡三春村の百姓半右衛門とり
の時手を家につくるを伝をより迄六年宝暦八
年八月捕られ牢をさるまで清四郎八新

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

ことも城下にゆきて家ごとに乞ひ捕ら
乃ちのく其人日暮ことに父妻小
ん恐きいりたる事なれとも
我身を父の代りに召捕給ふ
かとそれりのく計なり及ひ
ことぬ程なく父も捕らるを
所司代ハ至て禁獄
り身をひゆきたれことひや
日父の罪科を我身に負
きらんまた我をもとに禁

ゆれく給ふれなことを免ひのく預ひのく代官乃
役所母を乞ひ父ことけておる
とれよく領主よりことけるま
ふまもあら須臾も不をに捕
にとを赦ひおめるまうくく孝心乃深きことを
とく活四命う罪をゆるくてお
後も若ことを行ませんやう
村の役人にあるまうくことを

孝行者徳四郎
孝行者ことく

安積郡長橋村の百姓与惣兵衛こと文蔵の妻
あさもやくさう二親にそむかれ継父乃孫宮弥こと
ものよきこと多くて人となるまでいたく思むそう乍ら孝養に心をそゝぎ事ある
ごとにこゝろをつくしてその心ざしよきを賞美し田畠の勤も人ふつ
うにまさりて継父を教へ乃てくにく
こゝろをつくしてをり隣の人もそのこゝろ
いとくかもたうとみて称美しけるとぞ我身乃
愚なるをもかへりみず親乃云義をまもりてその
まゝにやすく人めうと氣候の悪敷をも厭ひ
もとうとき方との遠ひあれども折くいあやまち事
もあらめさ夫うつむもまた住をぬれの後
乃悔あらむをおもひ夫と共に夫親族乃もちの
物もらるも終父孫をよく迎へそうして尚ふかく
きもの妹こゝろをつくしてとりもち田畑もなく人の地
をかりて耕せどもまた親乃ま別せる田畑なり衆
もつむ〳〵あれども又父のつくりたる畝なりこれを
捨て他へゆうこともおりいもそう次男をそだて尚
家を移らむ時父乃こゝろもとゞまるものもあらむ衆と

ひとく志ありてよく其後他村を
夫婦のりおもしろ
ひなくるみとりてもくもるをうれ
また目を送る毎に
よく父を尽
其ふつまくをれ
を渡ちまくし目
おひ初男の相続
そくいちうをもを
乃如くしてありて帰
を男乃姉妹ちの先
志もく家にありて
情ありそれ
類ちく父の先
とてとも小男
初乃ちくのこけ
あひて浜夫婦乃
称美しく
早ちく孫

年七十歳になるまでを出産ごとに必ず嬰子として
そだてこれを育てる母の艱苦の程ひとかたならず又妻は越後国の生れて
渡世とも深く心をつくし夫と共に風俗あしきをなげうちて人うやまひ
夫をもよく敬ひ孝養をもつくしてくらしけるが
ふと病をうけ終に死去せしかば妻らんるものうくおぼえ
くらしあれどもとかくへだてなく宝暦七年迄働きてもらひ
たひのこときくつきて終に父のことをおもひ人よ

はたらくんあるを仕出すことをもおくび更に怠りも敬
ことをおこたらざるを近村の者もみなほめそやして人々
ことかたへ会也金銀をとらせなどもあれ奉公をとゞめ
をとゞけ主人領主よりもほうびを賜へきとのことなり

二月寒気厳しきにつゝく更に衰へず
二月寒気厳しきにつゝく更に衰へず

寄物者佐吉

佐吉父二十松の城下根岸町の商人なりしが生れつき
うまれつきて慈悲をむねとし中につきても孝心深く乃
母ひとりの親うせし日毎に墓詣てゝ病
る事いつとなく八十日を切て後ずゝ高ひめるまで

〳〵なるべき利を含ませ家富給ふ〳〵をあら
ねど人の艱難に至るにも人に頼まれ松育の法
をも営めさう〳〵海くに奥きさよせまりてみをあけさる
ものをう〳〵を親族又をお〳〵もる貧者乃
迹くなをくさ数貫文の銭をあたへて育まを
き又天明三年石伯の時食糧をえりの数千人なり義
銭をさらせく振〳〵けうう式
東海くも生業〳〵なる処函仮
来れる餓人をさうあへぬよりれ飢疫もく〳〵なる乃
是れよ歩をを次乃年北正月元日より同正月二月まて

も家業をとるけうち日毎に粥をたて仮人に施〳〵
るよ粉めて多を日を二百人よりえを人なる乃人数一
第二ふ人ありもあまりぬりとうう石仕よりれもようう
〳〵ハ朝より日暮うまくもをやうう家の内北若
盛りをもこひく二つく人終日休
経に日数経〳〵後を使つをもて〳〵かと家こをうてんを
引きて来らる多くうこをかく〳〵ハ
日を年のお月新田をうく人格式ともあけ〳〵
さう

孝行者春澤

安達郡糠沢村乃百人春澤八十五年前ニ父ニ
妻ニ先ニ死ス八十六歳の母ニ仕ヘ孝行ヲ尽ス
薬の飲食ニもみづから調ヘて進メ
仕ヘとつかふ十石餘りの田畑をもち
代ニ出ル穀ニ其ニ
ニ思ひそうて貧ニ
そうしくすること
て第一ニ
あ〳〵ニ春澤ニ年六十四歳ニ
孝行者庄助

岡伊郡西石村乃漁師庄吉ニ
あるニ父ニ家貧しく
らねニ庄助八十二の年ニ
父ニ薬ニの助ニ
眼ニ
母ニ
ニ
も
営ニ
母ニ
夜ニ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

を二人の姉も拳そに出〳〵一人ハ人ハ嫁らをく母と姉
と共養ひ申〳〵と皆〳〵孝心つよき事を感じ奉行所
より銀子を賜ハり候事

真節共ハ
みの国本郷栗川村の百姓忠右衛門妻ふり美女
二十年あまりこゝろ病を
をこ〳〵もち何これと云事を
知ず人並ハ業をこゝろめの
まこと更に病よ来り

藥もなふうくにはそれ程にもくるゆゑ
田畑家財をうりとうもう調度の類までうつすを
しかしその日をおくり人の衣を洗ひ濯して
價をうる者多し又は刈綿をつむぎ
ふたり二人を生命食物とし
おのれ病ひくるしく飢を思ふ
まして人の交らひもかなはざる病ひ
みだりに親里の類
をもとめ家に帰りてさるべき人もなき
ひ後乃ちとを定めくるふ
兼ねてもかうしは又を人伝教えていひ
合め服の状を告げるか火の中にありけれ
をいまだ父母をさへ兄親族の
服をうをく再嫁させてんと
えれを甚だ親乃家をも
後も尽を探を感してことかか
を助あるに六七ほたる
をこれてをも什ハさりうう
ふ行念ひ扱ひ始をもう六十日業あるう健
て奉業の多仍ひせんふと又と語かとてもう一人

万のものを出して此ところ領主に差しのあるものあるを
寛政二年第をこのものへて賞しことを

奇特者恩賞

津軽郡芦沼村乃恩賞を与いる若きころ庄屋役してよく
村の困れ事をもちひ困乃救をもち耕作農ふれ
つとめり心ばえを年毎耕作のはを考へ村人への
教へまよ先をうまて吉事凶事ハまもひ助けよ
年の秋を布北羽織乃ふる用由て人と礼法をひみを
酒出しまりてなて色ころ次衣食共奢ましてを
家とも分をまよまおと考ふ戒めをへをりろこ

一礼容業ということふうしおれ人の作りる亡悔の文と
いうのようて導き申をもと実ふちるりのをを
おとさらに戒めけり貪をりめく衣に痛去ありことき
けて醫者を招をころうをまかひく摩治をよる
其御礼をとも己う費ありてもひきしまた商人の彩よ
まさんるを慈へ古代衣服を数多買物へ価を低く
しまの賞ありるまとんを用由をもてなりうしハ
一村おもて和ら礼をうへうされハ安永元年代国
なりうひ恵しまかて時代里乃ことを居なのやこるう
しにおて恵ひ帯ういをそうしハいよく頭をみれりて

領主より名人技物をくさ等をあらく
〳〵ふの文旨命ふを父う志を継へ
おをこそくれ等代〳〵庄屋ふ人組をもくめすへて乃
百姓もふをよく役う教へなは法ひ一村和順〳〵風俗よ
ろ〳〵き事を褒美〳〵く等をやうしるふ
里おれうされを熱田命う而行をを称して役をもる
麻乃上下をそせ〳〵に箱よおを家北称のうへに
銀免金〳〵とふ

孝行者次右衛門

田村那横川村の百姓次右衛門ふ人ふう随先屋ふく
六十七の頃ふる申風を屋ふをを呂ふを痿痺をく
起居もおれうさに妻を多病ふふ農業の助ふ
をんふ仕世孫を次右衛門一人社乃
里一日もふる次看病ふ心ををり守山乃役日
を休りをおそふ寒さ烈ふ風去ふ八毎北
主をそををれんるを欲さ業を打棄け食と
なりて外さ〳〵取生暁をる出
て二便をそうおさ免毎の粉ふ烟草をぬそく
かと価もつてさうそ生をつふとうの業をとう

吏へあるごとにてたゞやせ衰るまで朝夕の食物八妻に
勧うを雑ふをもしらく給仕さを我身も側を身をも
看ずく今かしこさの一ツ二ツてよろこびをめぐみ
又母う病の祈望叶為七所乃名門まで毎日毎月
一日も怠る事おうしくそれ親乃奉養八自ら躬
さ為を憐ぐ人に仕へよとも勧むるもあうしく
かと主のある身となるごとく人も及ばれ
可成行人さくおそて屋さぬさまれと後をひしき
い屋場う田畑までも賞さしく孝養の助けとあ

ゞ衰う母うも病う事をもをさくく人吏るふさく
れ多おめる時も夜なべをもをさくく人を愛ふに組改の許
小田ゞさく借衣しても出をうしう組改を彼う孝心を
感しめうさ厚へふさ陥うく借あうさくく人さかまて
貧き身おうさく人社吉凶の事に附ても必ず出
ゆゞて熟ゞ助をしゞゞ衰まで村人もを社織ある
事社称しけう母乃衰ごさを歎ゞくいふる
省牝馬やあうさくく陥うあうさくく人て吏姫乃ものを
買しめる事社浅ましさよるもをもくいふを姿
婦つきくいふ小さ衰るをものうふ我身事ゞ

天の恵をうけ妻子のなくてかなはぬにまさるかなしき事の外我子なれハ死うせ田地を償ひ返し家をも廃くまでに営たく妻を楽く暮さしめんと次へ〳〵かまへてさるものの絶よへるやうなく貧ことのやうなる屋といへ共妻子決して安くともに少なくあるをよろこび楽ミ死をもとう尊ひとうとも物もそろひ満つる身ハ若き婿といふものあらうく人の妻ことのうへ必事うく安穏をうてあらうけるう大目めを貰者うて妻兄を助うる次第ハ兄のかをもかけをこと行ひ来る度毎ハつう私ものを増人事ある毎に妻ハ一ことも兄の年貢をうことめる事をこととかなうそうひて償もせ兄弟の中らひと睦〳〵ことうるうとも部へ出しうる事ハ実暦ハ多五月作主より報をもうて褒美をうり

一 孝行者重ニ候

菊多郡長ヶ村の百姓重ニ郎ハ初ことうて家貧ことして農事に怠るうう母ことも農事に辛貧をうとも等閑なく納め天明七ヶのう貢をかこ

きそうう次乃年の春ら迷に春てうかくりもしを
申めを二親の投ひ慈ふもう毎農業又ちそうぬるは
て他りおめる事あれハ初のるをそれそうり乃
人ふきまくと教みをそれぬ田作る事をそう先
日ら此仕業海く二親よそひくもしもる仕せる事に
そうて若主の仲ふよそう新く時ハ必人ふ乃そそう
まゆ紀ふるう仁の事うまゆもいるふまめるるあれハ
甚しもを兼うそくそく家にうそう父母にやうして後を
首へとそたなくを人乃ゆてるるは頼ふはしていうゆ新
ふうまも主人におひおゆうて二親うるふ雑き

ま新ふふいさくかを与人をも田畑うを実のうあれも
のをれそそひうへけまおれ二親ふも屋くもそめん
うまとう生そくかまて陸ふうを作うて二親をふ
をそれふうら治意うす起外をひ教ハもうくくく
き会をなれ家夜ふ度ふ安我服くそせと
状文を更役うを新ふ裸着て出
めうるまく多うの姉妹の二人まてありてう新人の村
小嫁くゆうくう重二帯うる妻北病を看二人乃
ま北まく雑くゆ親若ゆくく人んくそれをそうに
ふくく父母をそを歌ふ逸人そうて書ひてんるを

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197　　ガラス使用

ひとしきれとけう理ありまうしてもあり文にうけもうも称も
慈に孝養せ〳〵うへ又母のいとけなきをしるしをつくし添く
稚子のそくに思ひをそくくおもはゝおて物うみおとも
年ごろ病重うとをこと出くく偏里をそ称つけ〳〵ふ
試〳〵領主より称へ出れと天明二年銀をそゝもそ
賞やうかくこの後の金まうよ志養へ怠りなき事
とおとなう〳〵とおに勤もへをそ業をもなくをそゝあ
まうとのおくつ称は立ほてて二親よむつひ物後ん
るうとゝひへのとをつくうまうへ安うらん事うよそも
てたの〳〵けう妻ゝ我男の病ぬるようて腸姑乃

扱ひ誠よあうんまをんうとを思ひて帳うみまあるう
ちまう〳〵町と今りて病を厭ひ初く後をうんまな志
なう〳〵とてうけうそうり〳〵に歳往なくてうをぬ引て後者
孝名称ふうりう〳〵六周紀年七月廿日文三人扶持之記業
とのうへて孝を顕うもを後よ名を書墓と改うう

孝行者墓右建ル
孝行者源右墓ル
孝行者いと
若松の城下稼多町よりまうあり後よ肝業の称つとむる

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

基右衛門ことし廿三才
母父に孝を尽し父の疾病を看て七十
日あまり床にあり昼夜ともに側をさる事
なく薬餌やしなひてもよく看病
せしかばそのしるしありて父
全快せり其後八十四才にて
父は死せり母と二十四年ほどなくく
言語新田とのつゝみ近き家より三十町
もあるところへくくと日ごとに
父はきいつゝ八十四才にて
死ぬるまで
あつこれまつくく事に父に
父事にのつとりおこなひ
しかの家に良民乃妻もあり
なをせをくに心を正直にて
みくをあらため改めやうくて
父母乃朝夕に佛前のつとめ
怠らず寒暑とはするひる昧とて
夫婦共に来り
人烟第一の大なり食るもの
をくにて産乃第一まくをあり

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

いと厚き家業れ出まゝ山ゟ入て樋の末ゟ出
出るとく蚊ゟ出ぬる料ゟ出ん
つゝ紀せゟゟ山ゟ入ん家の田心ゟ
抱あゟゟへきゟ異なる味あれをゟの
貴ゟをゟ次ゟ支婦の衣ゟ
後ゟゟゟゟ墓右墓ゟ二親
乃靈前にゟへゟゟのゟゟを
の通著ゟゟあゟゟ家ゟ日のゟゟ
ゟ墓ゟ溝ゟ支婦ゟゟゟ源右墓
外ゟゟ遠ゟゟ妻ゟゟゟ

ゟ領主ゟ出ゟ事延享二年褒美ゟゟ三人の者
ゟ銭ゟゟゟゟ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197　ガラス使用

孝義録巻之二十四

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

136
50
197

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

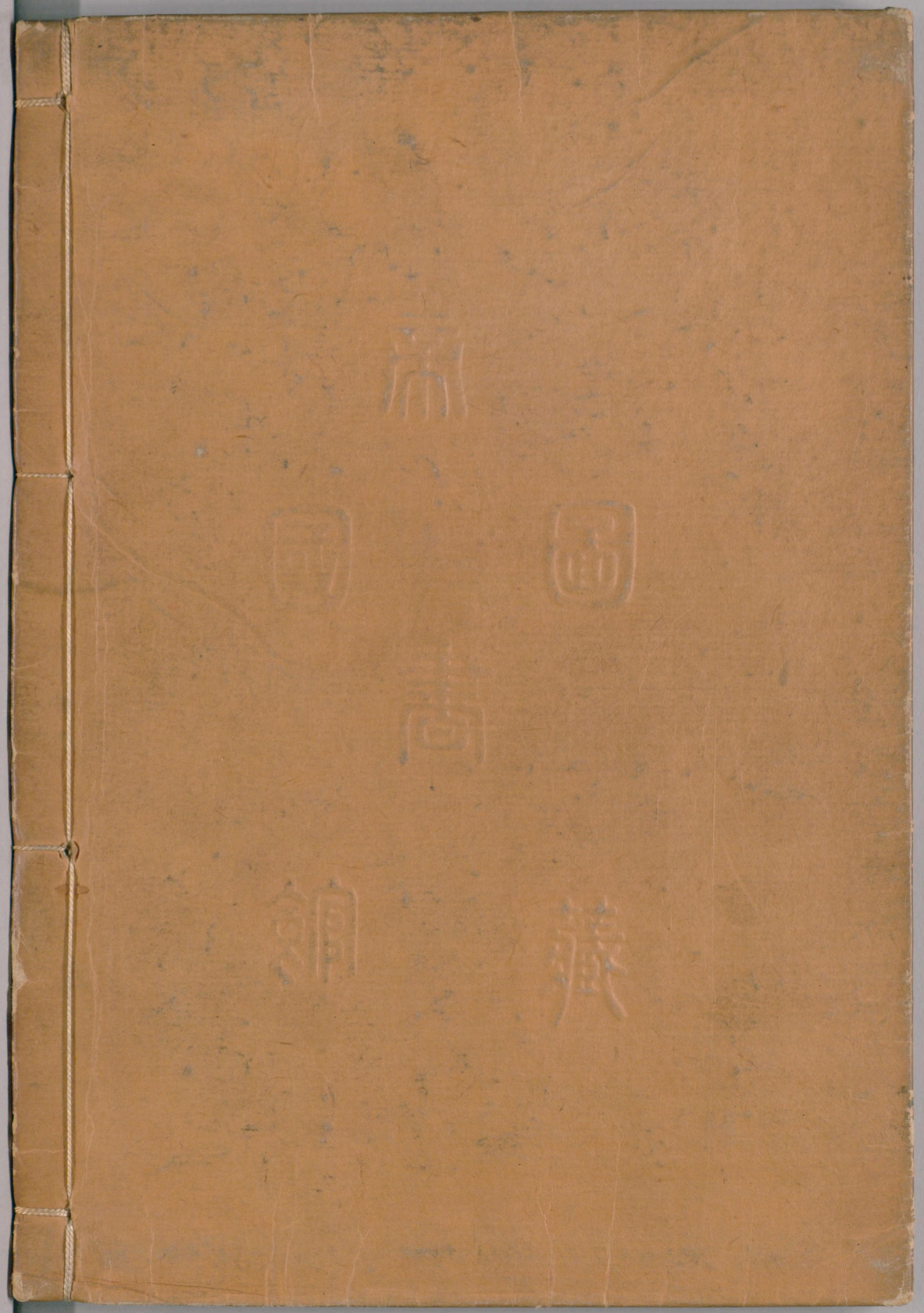

国立国会図書館　　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用